≪鳴門市農業委員会 1月総会 議事録≫

開催日時 令和6年1月26日(金) 午後2時 開催場所 うずしお会館2階会議室 出席委員 1番 粟田 和美 2番 石園 順市 3番 稻木 伸顕 佳 4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 8番 川添 7番 海山 貞佳 誠司 9番 小林 幸男 10番 里見 11番 杉本 12番 高田 吉敏 廣治 英昭 13番 竹村 昇 15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴 17番 濱堀 19番 藤江 厚子 秀規 18番 林 博子 20番 向 栄治 欠席委員 14番 中井 弘 議 案 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転: 1件 告 報 ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 9件 ② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件 ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 5件 ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件 ⑤ 非農地証明願について 1件

1件

⑥ 地目照会について

事務局長

定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年1月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長

<挨 拶>

事務局長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。

委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。

進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長

それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。

議事録署名人は、16番 西川美鈴委員、19番 藤江委員にお願いいたします。

それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。よろしくお願いします。

まず、『議案第1号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に 入ります。事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長

<1. 農地法第4条の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1~2について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。 申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

高田委員

12番。申請地は、鳴門第二中学校から南東に位置する農地です。

申請人は、令和4年に隣接地に農家住宅を建設しましたが、農家住宅の敷地が狭かったことから、宅地の拡張で、申請地をカーポート、物干し場として利用しておりました。

この度、農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申 請により適法状態とするものです。

なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

事業計画では、既に整地して砕石を敷いて利用しており、新たな工事は行いません。

排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。

よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門第二中学校から南東へ約700mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

この度、農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申 請により適法状態とするものです。

なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、お願いいたします。

大西会長

それではおはかりいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号1番については原案どおり承認といたします。

次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小林委員

9番。申請地は、共栄橋から北東に位置する農地です。

申請人夫婦は農業を行っております。農業事業の拡大を予定しておりますが、 老朽化している既存住宅の建て替えを想定した場合、鳴門市道からの進入路が 狭く、集荷の大型車両の搬入が困難な状況であるため、既存住宅の売却を予定 しています。

事業拡大に伴い事務作業場や倉庫の移設のため、農家住宅を含めた敷地の確保及び大型車両の運用が可能な申請地を選び、今回の夫婦共同申請となりました

また、妻が代表取締役を務める「 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ 」の農作業場としても活用する計画です。

事業計画では、他の耕作者の農地と隣接する申請地西側に擁壁を新設して土砂の流出防止に努めるとともに、盛り土を行い整地後に農家住宅建築及び農作業場を設置します。

排水については、作業場の雨水は地下浸透による敷地内処理とし、自宅の生活排水は浄化槽を経由したのちに市道を挟んだ北側の水路に放流することについて、地元自治会の同意を得ています。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より、農地法の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、共栄橋から北東へ約500mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和5年4月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きが完了しています。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業 計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではおはかりいたします。

申請番号2番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号2番については原案どおり承認といたします。

以上で議案第1号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

< 2. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>

・申請番号1~3について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員からご意見をお願いいたします。

海山委員

7番。申請地は、鳴門第一小学校から西に位置する農地で、県道12号沿い の南側に位置しております。

現在、申請地から市道をはさんだ西側の整形外科敷地内に調剤薬局がありますが、同医院の増築計画により、近接している申請地に移転の話がまとまり、今回の申請となりました。

事業計画では、申請地にある既存農業用倉庫を取り壊して境界壁を新設し、 転用敷地内はコンクリート打ちで仕上げて調剤薬局を建設することにより、土 砂の流出防止に努めます。

排水については、雨水は南側の既存水路及び西側の側溝、汚水及び雑排水については浄化槽を経由したのちに西側の側溝に放流することについて、地元自治会の同意を得ています。

以上です。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門第一小学校から西へ約600mに位置しており、周囲を県道12号沿いの宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業 計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではおはかりいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号1番については原案どおり承認といたします。

次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小林委員

9番。今回の議案が夫婦共同申請によるものであり、先ほど4条許可申請で 説明した事業計画等の内容と同じですが、もう一度説明いたします。

申請人夫婦は農業を行っております。農業事業の拡大を予定しておりますが、 老朽化している既存住宅の建て替えを想定した場合、鳴門市道からの進入路が 狭く、集荷の大型車両の搬入が困難な状況であるため、既存住宅の売却を予定 しています。

事業拡大に伴い事務作業場や倉庫の移設のため、農家住宅を含めた敷地の確保及び大型車両の運用が可能な申請地を選び、今回の夫婦共同申請となりました。

また、妻が代表取締役を務める「 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ 」の農作業場としても活用する計画です。

事業計画では、他の耕作者の農地と隣接する申請地西側に擁壁を新設して土砂の流出防止に努めるとともに、盛り土を行い整地後に農家住宅建築及び農作業場を設置します。

排水については、作業場の雨水は地下浸透による敷地内処理とし、自宅の生活排水は浄化槽を経由したのちに市道を挟んだ北側の水路に放流することについて、地元自治会の同意を得ています。

よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。 事務局係長

さきほど4条許可申請で説明した農地法等の法令の観点と同意見となりますので、簡略して説明します。

申請地は、共栄橋から北東へ約500mに位置しており、10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

申請地は農業振興地域内農用地でしたが、除外申請がなされており、その手続きが完了しています。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業 計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではおはかりいたします。

申請番号2番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号2番については原案どおり承認といたします。

次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

里見委員

10番。申請地は、堀江南小学校から南に位置する農地です。

申請人は建設業を営んでおります。事務所に資材を置くスペースが不足していたため、近くの建設資材置場を探していましたが、このたび近隣の申請地で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。

また、農地法上の手続きを行わないまま申請地の一部がアスファルト舗装されていますので、本申請により適法状態とするものです。なお、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、盛り土せず整地を行います。

排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局次長

申請地は、堀江南小学校から南へ約200mに位置しており、周囲を宅地に 囲まれた10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

農地法上の手続きを行わないまま申請地の一部がアスファルト舗装されていますので、本申請により適法状態とするものです。なお、今後は無断での転用 行為を行わない内容の始末書も提出しております。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それではおはかりいたします。

申請番号3番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

申請番号3番については原案どおり承認といたします。 以上で議案第2号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 についての審議に入ります。まず、事務局より説明を求めます。 事務局係長

<3. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について>
所有権移転
1件

・申請番号1について申請内容説明

大西会長

ただいまの説明について、質問・ご意見等ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。『議案第3号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

それでは『議案第3号』については原案どおり承認といたします。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 5. 報告事項 18件>

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 9件

② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件

③ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(農業経営基盤強化促進法) 5件

④ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(残存小作地の合意解約) 1件

⑤ 非農地証明願について

1件

⑥ 地目照会について

1件

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり 承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。 その他について何かございませんか。

それでは、これをもちまして令和6年1月の総会を終了いたします。ありが とうございました。

閉会 午後2時32分 令和6年1月26日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 西川 美鈴

議事録署名者 藤江 厚子